



第9章

保存活用のための運営・体制

第1節 ……………保存活用の運営・体制の方向性

第2節 ……………保存活用の運営・体制の方法



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第1節 保存活用の運営・体制の方向性

「保存活用のための運営・体制」の基本方針

史跡由義寺跡の適切な保存活用を推進できる運営体制を構築する。

上記の基本方針を達成するための「保存活用の運営・体制」の方向性は以下のとおりである。

【方向性】

史跡由義寺跡の本質的価値を構成する要素の適切な保存管理と活用を図るため、八尾市と、活用の主体者である市民や地域、教育関係者等が連携することにより、新たな付加的な価値を生み出す動きが自発的に行われることをめざした管理運営体制を構築する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章



第2節 保存活用の運営・体制の方法

(1) 運営・体制の方向性

本計画を推進するための運営、体制については以下のとおりである。

① 保存管理のための運営・体制

史跡由義寺跡の適切な保存管理を進めるため、史跡の管理団体である八尾市及び八尾市教育委員会が、文化庁や大阪府教育庁と連携した体制を構築する。民有地において追加指定があった際は、土地所有者を含めた体制となる。

災害発生時において、庁内関係部局や地域等と連携し、史跡における災害に対して迅速に対応できる体制を検討する。

② 活用・整備のための運営・体制

活用については、八尾市及び八尾市教育委員会と市民や地域、教育関係者等が連携し、「歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方」(第1章第4節参照)に基づいて、史跡由義寺跡を新たな歴史資産ネットワークの活用拠点となる体制づくりを推進する。

整備については、八尾市教育委員会が主体となって定める整備基本計画の中で、史跡整備の着手までの短期的に実施すべき内容だけでなく、史跡整備完了以降の中長期的な計画(第10章参照)を立てた上で、史跡を円滑に活用する管理運営が図ることができるよう検討・構築する。

(2) 運営・体制に関する各主体の役割

本計画の「保存管理」と「活用」、「整備」で定めた取り組みの実現にあたっては、八尾市及び八尾市教育委員会が中心となって、地域、市民、関係機関等が史跡由義寺跡の価値を共有し、短期的、中長期的な視点を持って、表9-1に示すようにそれぞれの役割を果たしていかなければならない。

また、災害発生時においては、『八尾市地域防災計画』(平成31年(2019)3月)に基づき、八尾市が設置する災害対策本部の指示のもと、応援班が史跡の被害状況の把握と応急措置や復旧などの対応を担うことになっている。そのため、史跡由義寺跡においても迅速な対応ができるよう、史跡指定地の一時避難地としての利用の可否や取り扱い、緊急連絡網の整備等の検討を行う。

表 9-1 保存活用体制の役割分担

主体		各主体の役割
八尾市・八尾市教育委員会	文化財課	(短期) 史跡由義寺跡の保存活用に関して、主体となって取り組む。 文化財保護法に基づき、史跡の管理団体として適切な史跡の保存管理を行う。 (中長期) 由義寺関連遺跡群の保存を図るため、土地所有者との円滑な調整を行うとともに必要な調査研究、追加指定を検討、実施する。
	市関係部局 (政策推進課・みどり課・産業政策課ほか)	(短期) 庁内の連携を図り、史跡由義寺跡の保存活用に関係する部局との情報の共有を図る。 (中長期) 史跡由義寺跡で実施する保存活用、整備において関係する部局と連携し、実施する。
文化庁	(短期・中長期) 史跡由義寺跡の保存活用に関して、必要な指導を行う。	
大阪府教育庁	(短期・中長期) 史跡由義寺跡の保存活用に関する八尾市への支援(文化庁との調整/専門的・技術的な指導・助言/職員の能力向上/計画策定支援/経費支援等)を行う。	
史跡指定地の土地所有者 (追加指定時)	(短期) 所有する土地の日常的な維持管理のほか、文化財保護法に基づく、現状変更の申請や変更届等の提出などを行う。 (中長期) 史跡由義寺跡の保存活用を理解し、協力する。	
由義寺関連遺跡群の土地所有者	(短期) 史跡由義寺跡の保存活用を理解し、由義寺関連遺跡群を後世に継承する意識を持つ。 (中長期) 由義寺関連遺跡群の価値を理解し、協力する。	
教育関係者	(短期・中長期) 史跡由義寺跡を児童・生徒が郷土の文化財に親しみを持ちながら学べるよう、学習計画の中で位置づけ、活用する。	
市民	(短期) 史跡由義寺跡などの歴史資産を後世に伝え、継承する意識を持つ。 (中長期) 史跡由義寺跡の保存活用に協力し、ボランティア活動などに参画する。	
地域住民	(短期) 史跡由義寺跡などの歴史資産を後世に伝え、継承する意識を持つ。 (中長期) 史跡由義寺跡を歴史資産としてとらえ、主体的に活用する。	
八尾市史跡保存活用審議会/八尾市文化財保護審議会	(短期・中長期) 史跡由義寺跡の保存活用に関する方針や計画、また計画の推進状況に関して、審議し、指導・助言する。	
文化財施設(八尾市立歴史民俗資料館など)	(短期・中長期) 史跡由義寺跡を普及啓発するため、史跡由義寺跡を中心とした由義寺関連遺跡群の歴史や文化財等を展示公開する。	
周辺自治体・文化財関係施設	(短期・中長期) 史跡由義寺跡の保存活用に関して、八尾市・八尾市教育委員会と連携を行う。	

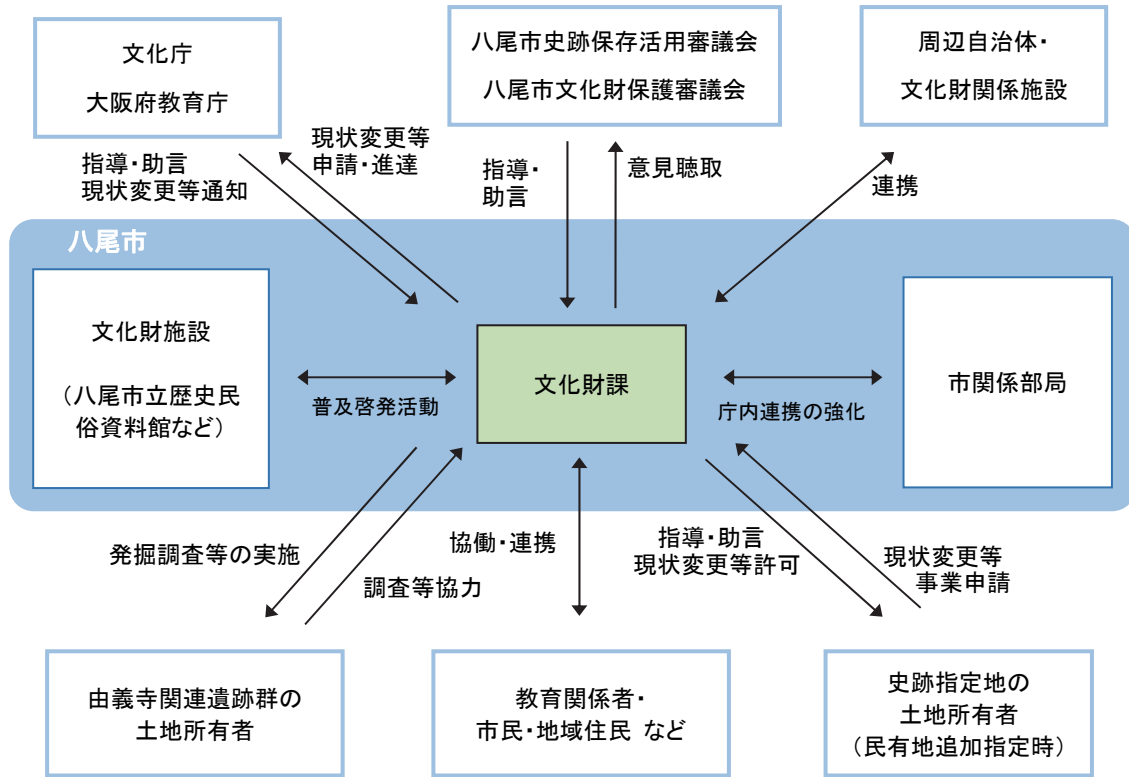


図9-1 保存活用の体制